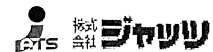


労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供(派遣スタッフ用)

2020年4月1日

各 位



平成24年(2012年)10月1日施行の「労働者派遣法改正」により、派遣元事業者(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から収受する派遣料金に占める派遣労働者に支払う派遣料(賃金)の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。
(法第23条第5項)

2018年9月1日～2019年8月31日における情報提供を下記の通り公開いたします。

このマージン率は、以下の計算式で算出します。

$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$	
(1)派遣労働者の数	76名(1日平均)
(2)派遣先の数	38件(社)*年間総派遣先数
(3)派遣料金の平均額	17,662円(1日8時間当たり換算)
(4)派遣労働者の賃金の平均額	11,956円(1日8時間当たり換算)
(5)マージン率	32.3 %
(6)教育訓練移管する事項	・コンピュータ基礎教育(派遣前1回) ・専門別教育(業種別基礎並びにCS研修等):採用時含む ・キャリアアップに資する教育:e-learningの実施(3年以内、年1回以上)
(7)マージンに含まれる費用	・社会保険料(雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険) ・福利厚生費(年次有給休暇、定期健康診断) ・教育研修費用 ・事業運営費(社員人件費・営業活動費・事務所賃貸料金) ・営業利益
(8)労使協定締結の有無	有り(労使協定方式) 協定の対象となる派遣労働者の範囲(一般事務派遣、添乗員) 協定の有効期間の終期(2021年3月31日)

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供(登録添乗員用)

2020年4月1日

各 位



平成24年(2012年)10月1日施行の「労働者派遣法改正」により、派遣元事業者(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から収受する派遣料金に占める派遣労働者に支払う派遣料(賃金)の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。
(法第23条第5項)

2018年9月1日～2019年8月31日における情報提供を下記の通り公開いたします。

このマージン率は、以下の計算式で算出します。

$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$	
(1)派遣労働者の数	51名(1日平均)
(2)派遣先の数	136件(社) *年間総派遣先数
(3)派遣料金の平均額	21, 585円(1日8時間当たり換算)
(4)派遣労働者の賃金の平均額	14, 574円(1日8時間当たり換算)
(5)マージン率	32. 5 %
(6)教育訓練移管する事項	・コンピュータ基礎教育(派遣前1回) ・専門別教育(業種別基礎並びにCS研修等):採用時含む ・キャリアアップに資する教育:e-learningの実施(3年以内、年1回以上)
(7)マージンに含まれる費用	・社会保険料(雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険) ・福利厚生費(年次有給休暇、定期健康診断) ・教育研修費用 ・事業運営費(社員人件費・営業活動費・事務所賃貸料金) ・営業利益
(8)労使協定締結の有無	有り(労使協定方式) 協定の対象となる派遣労働者の範囲(一般事務派遣、添乗員) 協定の有効期間の終期(2021年3月31日)